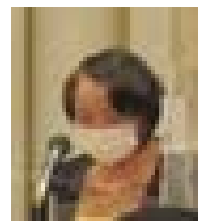


## コロナ感染症による特例減免について

### 収入減少で2020年度に減免を受けた方は何人か

【さいとう議員】新型コロナウイルスの影響で、収入が減少した等の方に対し、国費で保険料を減免するという特例減免が1年延長となりました。収入減少により2020年度に減免を受けた方の人数、減免割合ごとの対象者数は何人となりますか。



### 2019・20年度分が減免対象で延べ2,435人を減免。全額減免で、996人など

【管理課長】2020年度には2019年度分と2020年度分保険料が減免の対象となり、減免決定した人数は延べ2,435人です。

減免の割合は主たる生計維持者の前年の合計所得金額に対応しており、300万円以下の場合には減免の対象となる保険料額の全部が免除されます。400万円以下の場合には10分の8、550万円以下の場合には10分の6、750万円以下の場合には10分の4、1000万円以下の場合には10分の2が減免の対象となる保険料額から免除されます。

これを踏まえ、減免割合毎の内訳は、減免対象保険料額が全額減免は延べ1,996人、8割減免は延べ218人、6割減免は延べ118人、4割減免は延べ67人、2割減免は延べ36人です。ほとんどの対象者は2019年度分と2020年度分の両方の保険料が減免となるため、実人数としては半分程度になります。

コロナ減免の件数  
(2019・2020年度分)

所得の合計額に応じた減免割合		人数
収入減少	300万円以下の場合 全部(10分の10)	1,996
	400万円以下の場合 10分の8	218
	550万円以下の場合 10分の6	118
	750万円以下の場合 10分の4	67
	1,000万円以下の場合 10分の2	36
合 計		2,435

### 他の広域連合も同様の対応か。国への働きかけはどうか

【さいとう議員】7月の臨時会で、「この減免を1年延長する基準年を前年2020年度とすると、収入の回復の見込みがないにもかかわらず減免から外れる方が一定みえると認識している。財源がないので前年の収入との比較により判定することとした」と答弁されたが、他の広域連合も同様の対応か。また、国への働きかけを行うなどはされました

か。

## すべての広域連合で国の基準に沿った内容になっている。基準年の変更への要望はしていない

【管理課長】他の広域連合の2021年度のコロナ減免の実施状況は、確認できたすべての広域連合で国の基準に沿った内容となっております。

収入の減少を比較する基準年を変えることについて、国に要望等はしておりません。

## 事態のさらなる悪化が止められず、新型コロナ感染拡大によって生活困窮を起こしかねない。引き続き支援できる特例減免となるよう基準年の変更を(意見)

【さいとう議員】今回の特例減免を紹介したリーフレットの2人暮らしのご家庭では、「夫の給与所得が今年3割以上下がる見込みの時、保険料171,100円が85,500円となります。妻は48,700円の保険料が24,300円になり、世帯では、219,800円が109,800円の保険料」で、約半分の保険料となります。

後期高齢者医療制度についての大切なお知らせです

【保険料が一部減額される具体的な要件】  
世帯の主な生計維持者について  
① 世帯収入や世帯員数により、世帯の所得が前年と比較して、10分の3以上減少する見込みであること  
② 前年度の世帯の所得が100万円以下であること  
③ 前年度に比べて収入が減少する見込みであること  
④ 前年度の所得が400万円以下であること

【保険料の減免の対象となる方】  
① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な疾病を負った世帯の方 → 保険料を全額免除  
② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が世帯員を世帯の方で、右ページの収入の全てに該当する方 → 保険料の一部を減額

ご自身が減免の対象になるかについては、お住まいの市区町村にお問合わせください。

減免前の世帯収入	減免後の世帯収入	減免前の保険料	減免後の保険料
171,100円	109,800円	219,800円	109,800円

しかし、コロナ感染症の拡大は、お答えいただいた7月時点よりさらに事態は悪化しており、給与所得がもとに戻らないのに、前年比較での特例減免は受けられず、結果として保険料が上がって困窮する人や世帯がでることは否定できないこととなります。

感染者数は、愛知県で、7月5日からの第1週の新規感染者は401人でしたが、8月15日までの1週間は3,679人へ9倍となって、現在、連日最多を更新しています。県知事は、緊急事態宣言の発出を20日に政府に要請しました。感染の爆発的な拡大により、三重県では国体の中止を文科省などと調整しています。事態のさらなる悪化が止められず、新型コロナ感染拡大によって生活困窮を起こすことは容易に考えられます。

高齢者世帯の困窮実態は認識しているが、独自の財源がないので広域連合では国の制度に従うという姿勢ではなく、生活がもとに戻っていない高齢者の生活を引き続き支援できる特例減免となるよう基準年をコロナの影響を受ける前の「前々年所得」を比較対象とし、そのための財政支援を国に求めることを要望し、質問を終わります。